

盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

盛岡市（以下「市」という。）は、令和 4（2022）年に作成した「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」の達成に向けた取組のひとつとして、電気自動車の普及を促進するため、市が所有する施設（以下「公共施設」という。）に電気自動車用の充電設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により実施することとし、その実施方法等必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

事業者は、公共施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本により電気自動車用の充電設備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「E V 充電設備等」という。）の設置、維持管理及び運営を行う。

市は、公共施設の駐車場を事業者に貸し付け、E V 充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、E V 充電設備等の利用を開始した日から起算して 10 年間とし、事業期間中は、事業者の責任において E V 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

(4) 行政財産の貸付方法

行政財産の貸付方法は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）第 188 条の 3 の規定に基づく行政財産の貸付によるものとする。貸付料等については事業者からの提案を受けたうえで、事業者が決定後、市と事業者との協議のうえ決定する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、企画提案書提出時点において次の事項をすべて満たすものとする。

(1) 応募時点で法人格を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定

を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 盛岡市暴力団排除条例(平成27年盛岡市条例第9号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 審査方法

参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容について、盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準(以下「作成要領及び審査基準」という。)に基づき審査を行う。

- (1) 審査は書類審査方式による。なお、評価点が総合評価点の7割を下回る場合は選定の対象としない。
- (2) 審査は、盛岡市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会により行う。
- (3) 審査の方法、評価基準等については、作成要領及び審査基準による。
- (4) 審査結果は、各提案者に書面により通知する。なお、各提案者は審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

5 日程

- (1) 実施要領配布、質問書の受付開始 令和7年1月27日(月)
- (2) 質問書の受付期限 令和7年1月31日(金)午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答 令和7年2月4日(火) 予定
- (4) 企画提案書提出期限 令和7年2月10日(月) 午後5時【必着】
- (5) 審査結果通知 令和7年2月14日(金)(予定)
- (6) 契約締結日 審査結果通知後、別途協議による。

6 企画提案書について

- (1) 提出書類
 - ① 提案者概要書【様式第1号】／1部
 - ② 企画提案書等送付書【様式第2号】／1部
 - ③ 企画提案書(任意様式、A4縦型横書き)／8部
 - ④ 添付書類
 - ・会社概要(パンフレット)

- ・法人登記簿謄本 1部（提出日から3ヵ月以内に発行されたもの、写し可）
- ・直近3年度（令和3～5年度）の納税証明 各1部
 国税（法人税、消費税）、都道府県税（事業税、都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書の写し（未納のないことが確認できるもの）

(2) 提出場所

〒020-8531

盛岡市若園町2番18号

盛岡市環境部環境企画課環境みらい係（若園町分庁舎2階）

(3) 提出期限

令和7年2月10日（月）午後5時【必着】

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留など配達完了の確認ができる方法による）とする。

※ 持参による受付は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までの間とする。

※ 郵送の場合は提出期限までに必着とする。

7 質問の方法

本実施要項及び本事業の設置・運営に関して質問がある場合は、次の方法によること。

(1) 質問の方法

質問は、令和7年1月31日（金）午後5時までに、質問書の様式（様式第3号）を使用して、電子メールにより「11 問合せ先」に記載のメールアドレス宛てに送信すること。

(2) 質問への回答

質問への回答は、原則として、電子メールにより質問者に回答する。ただし、質問・回答の内容が応募者全員に周知すべき事項であると市が判断した場合は、応募者全員に回答するものとする。

8 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合においては、評価により順位付けられた提案者の順位を繰り上げる。

(1) 提案期日を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 審査結果が確定するまでの間に、審査委員会又は事業担当課等関係者に、本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合

9 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに辞退届出書（様式第4号）を持参または郵送により6(2)の提出場所へ提出すること。

10 その他

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 企画提案書等の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (7) 提出された企画提案書等の著作権は、原則当該提出者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の使用権は盛岡市に帰属する。
- (8) 提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒020-8531

盛岡市若園町2番18号

盛岡市環境部環境企画課環境みらい係（若園町分庁舎2階）

TEL：019-626-3754（直通）

FAX：019-626-4153

E-mail：kankyou@city.morioka.iwate.jp